

令和元年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和元年6月24日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第5号 瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について

日程第4 議案第36号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

日程第5 議案第37号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

日程第6 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 教育長の報告

日程第9 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加納 博 明

加藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

福 野 佐代子

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 野 英 泰
-------------	---------

○傍聴者

馬 淵 浩 史

開会及び開議の宣告

○**教育長** 本日、傍聴希望者がお見えになりますが、審議いただく案件については、人事案件など非公開の案件がありませんので傍聴希望者にお入りいただきとうと思っておりますがよろしいでしょうか。

○**各委員** 異議なし。

○**教育長** それではよろしくお願ひします。

○**教育長** 只今から、令和元年第6回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
本日は、福野委員が都合により欠席です。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和元年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和元年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和元年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第3 報告第5号 瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について

○**教育長** 日程第3 報告第5号 瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第3 報告第5号 瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和元年6

月 24 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立穂積保育所の閉園による保育所長の公印の廃止に伴い、瑞穂市教育委員会公印規程（平成 15 年瑞穂市教育委員会訓令第 2 号）第 9 条の規定により告示したものの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 平成 31 年 3 月 31 日をもって、瑞穂市立穂積保育所が閉園となりましたので、それに伴い公印を廃止する告示を行ったので報告をするものです。

ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 3 報告第 5 号 瑞穂市立穂積保育所長の公印を廃止する告示について、承認することと致します。

日程第 4 議案第 36 号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第 4 議案第 36 号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 4 議案第 36 号 瑞穂市教育委員会公印規程（平成 15 年瑞穂市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年 6 月 24 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立穂積保育所の閉園による保育所長の公印の廃止に伴い、瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 巢南地区については、保育教育センターとして規程にありますか。

○**教育総務課長** はい。個数「3」として、別に規定されています。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○森下委員 先ほどの報告では、公印の種類が穂積保育所と名称が入っていましたが、こちらの規程では纏めて同じ印なのですか。

○教育総務課長 それぞれ、保育所長印はあります。公印規程では、各瑞穂市立保育所長印と公印の名称があり、個数が「6」とあります。その中の穂積保育所長印を廃止するものです。先ほどの報告については、議案と別にして提出をさせていただきました。

補足をさせていただきます。廃止をさせていただきます公印は、教育総務課で5年間保管をさせていただきます。

○教育長 公印規程では、全体で個数を規定させていただいていますが、廃止については穂積保育所長印を取り上げて報告をするものです。

ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第36号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第5 議案第37号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○教育長 日程第5 議案第37号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第5 議案第37号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。令和元年6月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、穂積保育所の閉所に伴い、名称等を削除するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 瑞穂市立保育所運営規定の一部を改正するもので、規程中の施設の名称と位置、および別表の定員の穂積保育所欄を削除するものです。

ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第37号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第6 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第6 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第6 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年6月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 附則の第2条第2項では、現行も10年とあります。5年から10年に、との説明でしたが。

○**幼児支援課長** 食事の提供の経過措置部分について、第2項の括弧書きの部分が削除されることにより、この条例の施行前から実施している家庭的保育事業者においても10年の経過措置を設けられることとなります。

○**教育長** 全て10年の経過期間になるとのことですね。

○**幼児支援課長** はい。

○**教育長** 第6条第4項で、連携施設として卒園後の受け皿との説明がありました。

○**幼児支援課長** 小規模事業所等においては、未満児をお預かりします。施設を卒業した後、保育所に入れないことにならないように連携が必要です。

○**教育長** その連携施設が認可施設でなくても、認可外保育所や企業内保育所等でもよいと緩和されたものですね。

○**幼児支援課長** 市が認めた場合は、可能です。

○**教育長** 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が緩和されてきたものですね。

市には該当することがないとの説明でしたが、どの部分ですか。

○**幼児支援課長** 附則の第3条部分で、連携施設を5年から10年に改正される部分以外のところですか。該当するところは小規模保育になる部分で、市では「まめっこ保育園」「ニチイキッズ瑞穂保育園」「ちびっこ園。ミズホ」になります。ただし、市ではすでに連携を行っており、経過措置に対応する施設はありません。

○**森下委員** 再度お聞きします。家庭的保育事業等とはどのようなものですか。

○**幼児支援課長** 家庭的保育事業等は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」などです。この中で市には小規模保育事業しかありません。

○**教育長** 意見聴取です。ご意見がありましたらお願いします。

意見なしと認めます。

日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年6月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

研修の主体者が都道府県だけでしたが、政令指定都市が行った研修もよくなりました。省令の改正によるものです。

○**加藤委員** 本市に関係することはありますか。

○**幼児支援課長** これからです、例えば名古屋市で研修を受けられた方が転入され、指導員の希望があれば採用することができるようになりました。

○**教育長** その他、ご意見がありましたらお願いします。

意見なしと認めます。

日程第8 教育長の報告

○**教育長** 1つ目は、本年度も市の教育委員会訪問として、順番に訪問をしています。今まで3校を訪問しました。各校とも校長先生による学校経営のプランを職員に明確に示されるようになっていきます。具体的な内容で進む方向が分かりやすいと思います。今後、それを基に教頭や教務主任、生徒指導主事など学校運営の中心となるメンバーが、いかに全教職員に伝え指導していくかが各学校の大きな課題だと思っています。若い教員が増えています。教員が若かろうがベテランであろうが子どもにすれば大切な1年です。即戦力として頑張ってもらわなくてはならない部分があります。そこに向けて力が付くような、そしてそれが指導に生きるような教師に育ててもらえるよう願っていますので、校長先生のプランを次のメンバーがいかに繋いでいくかが課題だろうと感じています。私たち事務局も如何に応援するか具体的に考えるべきではないかと思っています。

2つ目は、2期目を迎え、外部から子どもたちの評価を受けます。「落ち着いた子どもたちになって来た。」「きちっと、しっかりした挨拶をしてくれる。」など、色々な場でお聞きます。そんな姿が子どもたちの日常でも現れ始めています。今までは、「学校の中だけで挨拶はするけど、学校を出ると挨拶をしない。」との様な声も聞きましたが、例えば横断歩道で中学生がいるために止まると、渡った後に「ありがとうございます。」と、頭を深々と下げる姿を見て余りにもきちっとした対応でしたので、学校にメールをされたと聞きました。また、色々な大会においても、きちん

とした姿で返事もきちんとしてくれています。いろんなところで結びつき始めたのではないかと感じています。そのような形で評価される子どもたちが増えてきたことに嬉しく感じています。

3つ目は、「連携とPR」ということを教育委員会事務局に言っています。そのような中で学校のホームページが少しずつ変わって来ていると思います。タイトルが非常におもしろく、工夫したタイトルに考えてくれているなどと思います。地域の方や保護者の方が「見たいな」と言うような内容に変化しているのでアカウント数も増えています。内容も「こんな活動をしているのか。」と、よく分かりいいなと思っています。ホームページでのPRや新聞、ケーブルテレビなどの活用をしていくことも大切と思っています。

新聞等でも出ましたが、穂積中学校ではキャリア教育をしています。その連携で、同じようなキャリア教育を行っている大垣商業高校の生徒が来てくれました。和菓子屋などとコラボなど工夫をしてやっているのですが、それをどのようにして考えてやって来たのか、授業ではどのように学習してやって来たのかを、中学生に教える講座をやってくれました。その中で、中学生からは良い質問が出ていました。例えば「売る金額をどのように決めたのですか。」「販売する個数はどのように考えたのですか。」「接客のコツは何でしょうか。」など、質問を受けた高校生も困るような事を聞いていました。このようにして高校生も学んだことを伝え、中学生は自分たちが、これからやることを想定して学んでくれました。高校との連携もしながら、そう言ったものもPRをしてくれました。

また、連携としては、西小学校が田植えを地域の方から指導を受けてやってくれました。実ったら自分たちが刈り取って精米をしてもらっていただけと聞きました。

また、穂積小学校では、卒業生に世界的に有名なダンサーがいますが、この方が講師となり全児童にダンスを指導していただいています。今年の運動会でそれを披露してくれます。子どもたちが興味を持って、先輩の姿を目指しながら、楽しく練習する姿はとてもいいです。繋がりを大事にししながら、子どもたちがやりたい種目を残しながら、取り組んでいます。先

輩との連携や、これも新聞やケーブルテレビにも出ましたが、学校としてPRもうまくなったと思います。

こういった形で各学校は、連携やPRにも考え取り組んでくれています。今後は、組織的に進めるためにコミュニティースクールが如何に活用されるか期待し見守っている状況です。コミュニティースクールの学校運営協議会の第1回の会議が間もなく開催されます。その中でも、お願いなどしていくといいなと考えています。

日程第9 その他

○**教育長** 日程第9 その他に入ります。

○**教育長** 教育次長。

○**教育次長** 6月議会中です。最終日は9日となります。例年ですともう少し早いのですが市長も変わられたこともあります。議会スケジュールなどについてお知らせをさせていただきました。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** お手元の方に教員採用選考試験の参観についての依頼をお配りさせていただきました。8月21日水曜日に岐阜市の東長良中学校で2時から4時まで。グループワークの参観ができる旨の通知が県教育委員会よりまいりました。出欠の取りまとめをいたしますので、後日連絡をいただければありがたいと思います。

○**教育長** 参観をされるといいかなと思います。試験をどのように行っているかが参観できます。グループワークやプレゼンテーション面接を行っています。教員がどのような試験を行って採用されるかが参観できます。私も同伴させていただきますので、よろしく願いいたします。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 1点目は、日本語初期指導についてです。今年度より穂積小学校と牛牧小学校に開設をいたしました。今年度の5月1日付けの外国人の児童生徒数は市全体で140人を超えました。その内、日本語指導が必要な児童生徒は80人を超えている状況です。そのほとんどが穂積小学校、牛牧小学校、穂積中学校に通っています。特に、穂積小学校、牛牧小学校には、

最近の特徴ですが日本語がほとんどできない状態で転入・編入してくる子どもたちもいます。その子たちに「サバイバル日本語」と言いますが、生きていくのに必要な日本語を、その段階から教えていく教室です。穂積小学校、牛牧小学校の指導の様子を見てきました。昨年度に比べ表情がとてもよく、非常に前向きに日本語の学習に取り組んでいる姿を見てきました。まだ始まったばかりですがよい形で進んでいると思っています。

もう1点です。令和2年度用の検定済みの教科書を図書館にて展示しています。教科書センターの分館として指定されていますので2館で展示をしています。巢南の分館でも展示をしていますので、お時間があれば展示の状況や教科書を手に取っても見れますので、ぜひご覧ください。

○教育長 日本語初期指導教室の子どもたちは、落ち着いた形で授業を受けています。これが細分化されていくと、もっと良いと思います。私が教育長になり最も落ち着いた外国籍の子どもたちです。

教科書については、小学校の英語の教科書が初めて出ます。法令に基づいた法定展示期間が14日から27日まであります。誰でも見ることができますので、特に英語の教科書も見てもらえればと思います。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 放課後児童クラブについて、新聞の折込や広報等の募集において、今月13人の指導員の応募があり面接をして採用することとなりました。一部のお子さんには、他の小学校に行っていただくことにはなりますが、6年生までの全てのお子さんの受け入れが可能となりました。

○教育長 夏休みの全てのお子さんの受け入れが可能となりました。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 健康増進法の改正により、施設の禁煙をさせていただきます。所管施設の「総合センター」「市民センター」「巢南公民館」に関しまして、現在は分煙としていましたが、7月1日より閉鎖をして、建物内禁煙とさせていただきます。

もう一点は、「全国健康福祉祭ねんりんピック2020」の開催により、7月16日に瑞穂市の実行委員会が開催されます。瑞穂市の競技はソフトテニスといきいきオレンジビクスの2種目となっています。実行委員会の総務関

係は地域福祉高齢課が事務局となりますが、競技に関しましては生涯学習課が中心となります。委員の皆様にもご協力を賜ることとなる場合もありますのでよろしくお願ひします。

○**教育長** 今までについて、ご質問がありますか。

○**加藤委員** 教科書の展示についてですが、もう一度お聞きします、いつまでですか。

○**学校教育課長** 6月27日までです。

○**加藤委員** 日本語の指導が必要な子どもたちについて、新しい体制が整い落ち着いて暮らせることはありがたいことです。子どもたちは、学校では支援はできますが、保護者の方においても日本語のできない方に、学校も連絡を取るのに苦勞をされると思ひます。教育委員会を含めて市としての支援の体制を作っていたらと、子どもたちが学校だけでなく地域でも安心して暮らせるようになるのではと思ひます。そのような見通しはどうですか。

○**学校教育課長** 多文化共生の担当課もありますので連携していけないかと思ひます。

○**教育長** 穂積中学校校区に多く住んでみえます。法律も改正され、今後も増えることが考えられます。全国的に見ても、自治会の役員に外国籍の方がなられたりであるとか。ある小学校では、今年の新入生50人中に日本国籍のお子さんが12人の学校があるとか、そのような時代になってきました。そのような時代の市民ニーズとして私たちは教育の分野で、市長部局はその分野で考えていかなければならないと思ひます。先を見越して「困ったからやる」ではなく、「困るだろうから考えていく」施策が必要と思ひます。

一度、学校へ訪問していただければと思ひます。本当に落ち着いてやっています。

○**学校教育課長** 7月3日の午後から穂積小学校の日本語初期指導担当の職員による指導の様子を公開します。

○**教育長** そのほか、ご意見やご質問がありますか。

○**加藤委員** 大津の交通事故や高齢者の事故が報道されています。交差点で子どもが待機して車との事故により大切な命を亡くすことなどが報道されています。教育委員会としては点検をされたと聞きましたが、心配な所もい

くつかあります。事故が起こる前に何か具体的な提案ができ、改善がされればと思います。

また、引きこもりについてもニュースで耳にします。子どもたちも、学校や友達、家庭、地域で色々な悩みを抱えています。学校でカバーできない部分をコミュニティースクールなど地域ぐるみで子どもを育てていく動きが出来始めていますが、今後、具体的な話が出てくることを期待しています。

○加木屋委員 挨拶の件ですが、朝の散歩の時など、この1、2年に子どもたちが気持ちのいい挨拶をしてくれるようになったと実感しています。以前は、こちらから挨拶をすると挨拶をしてくれることが多かったのですが、今は、お子さんたちから「おはようございます。」と元気よく声をかけてくれることが非常に多くなりました。一市民としても、とても気持ちの良い朝が迎えられ、ありがたいと思っています。

○教育長 ありがとうございます。その他にはございますか。

○加藤委員 青少年育成市民会議の中で、子どもたちの主張の内容がバラエティーに富んでいて、その中でも学校で大事にしている挨拶とか読書についてを基にして主張する子どもが何人かいました。内容も、子どもはそんなに考えているのかと思い、良い主張ができたと思います。

○教育長 「子どもたちの主張がうまくなった。」とのお声も多く聞くようになりました。主張も上手になったし、内容も色々なことを考えてくれているとお聞きします。ありがたいと思っています。

○教育長 そのほか、ございませんか。

ご意見が無いようですので

次回の会議ですが、令和元年7月24日、水曜日、午後1時から令和元年第7回瑞穂市教育委員会定例会となります。教科書採択について、非公開ですが議決も必要になって参ります。開始を午後1時からとさせていただきます。

また、次回より福野委員さんの退任により、新たな教育委員さんになられます。6月議会初日において新しい委員さんの議決をいただきました。大平高司さんです。高等学校の教員を歴任され岐阜県図書館長を最終の勤務とされています。県博物館にも勤務され社会教育にも非常に明るい方です。高等学校の立場でもご意見をいただけるようになるのではと思っています。

また、仮といたしまして、第8回瑞穂市教育委員会定例会を令和元年8月30日、金曜日、午後3時から予定をさせていただきたいと思います。詳細や変更がある場合は、後日に改めて連絡をさせていただきます。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和元年第6回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時00分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年 7 月 24 日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。